

事業名	対象者等	場所	時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査補助券の交付 ・妊婦歯周疾患検診受診票の交付	妊娠と診断された人 持ち物：個人番号カード ^{注1} 産科医療機関で発行された妊娠を証明する書類 ^{注2} 振込先がわかるもの（本人名義） ^{注3}	保健センター	8:30~17:30	年間を通じて実施												
妊娠判定検査	非課税世帯の人 ※事前に保健センターで申請要	医療機関		医療機関で実施												
乳児健診	生後3~4か月児・生後9~10か月児															
1歳6か月児健診 (内科・歯科)	対象者には個人通知あり 持ち物：母子健康手帳、問診票、バスタオル	保健センター	受付時間 13:00~14:25	18(火) R3.8.1~ 9.30		20(火) R3.10.1~ 11.14		1(火) R3.11.15~ 12.31		3(火) R4.1.1~ 3.31		6(水) R4.4.1~ 5.31		14(水) R4.6.1~ 7.31		
2歳6か月児健診 (歯科)	対象者には個人通知あり 持ち物：母子健康手帳、問診票		受付時間 13:20~14:30	19(水) R2.8.1~ 9.30		21(水) R2.10.1~ 11.14		2(水) R2.11.15~ R3.1.15		4(水) R3.1.16~ 3.9	17(金) R3.3.10~ 4.30		7(木) R3.5.1~ 6.10		15(木) R3.6.11~ 7.31	
3歳児健診 (内科・歯科)	対象者には個人通知あり 持ち物：母子健康手帳、問診票、尿、バスタオル		受付時間 12:45~14:25		12(金) R1.8.1~ 10.10		21(金) R1.10.11~ 12.4		27(水) R1.12.5~ R2.2.15		15(水) R2.2.16~ 3.28		8(金) R2.3.29~ 5.4	18(木) R2.5.5~ 6.16	16(金) R2.6.17~ 7.31	
身体計測			9:30~11:00	14(金)		15(木)	18(火)	15(火)	14(木)	16(月)		14(木)	9(火)		8(金)	
乳幼児相談 (育児・栄養相談)	就学までの児 持ち物：母子健康手帳、バスタオル			午前 9:30~11:00 午後 13:30~15:00	13(木) 午前 27(木) 午後	9(火) 午後 18(木) 午前 25(木) 午後	7(水) 午後 29(木) 午前	14(金) 午後 25(火) 午前	10(木) 午後 24(木) 午前	5(火) 午後 25(月) 午前	6(金) 午後 27(金) 午前	6(月) 午後 20(月) 午前 28(火) 午後	14(木) 午後 26(火) 午前	9(火) 午後 16(火) 午前 30(火) 午後	9(金) 午後 29(木) 午前	7(木) 午後 14(木) 午前
助産師相談	産前・産後についての相談や母乳育児・授乳などについての相談 持ち物：母子健康手帳、バスタオル		午前 9:30~11:30	詳しくは広報でご確認ください												
心理相談	就学までの児 心理相談員による子どものことばや発達の相談		午前 8:30~12:30 午後 13:00~17:30	25(火) 午前 25(火) 午後	18(木) 午後 23(火) 午後 30(火) 午前	5(月) 午後 8(木) 午後 13(火) 午前 13(火) 午後	3(月) 午後 4(火) 午前 4(火) 午後 6(木) 午後 10(月) 午後 25(火) 午後	8(火) 午前 17(木) 午前 22(火) 午前 29(火) 午前 29(火) 午後 30(水) 午前 31(木) 午後	4(月) 午後 6(水) 午後	5(木) 午後 17(火) 午後 18(水) 午前 30(月) 午後	1(水) 午前 7(火) 午後 9(木) 午後	1(金) 午前 4(月) 午後 12(火) 午後	11(木) 午後 12(金) 午前 16(火) 午後 22(月) 午後	6(火) 午後 8(木) 午後 9(金) 午前 26(月) 午後	4(月) 午後 6(水) 午前 12(火) 午後	
パパママスクール	妊娠中の人とその家族 持ち物：母子健康手帳、筆記用具		午前 9:30~11:30 午後 13:30~15:30		〈春コース〉 10(水) 午後 14(水) 午後		〈夏コース〉 28(月) 午後 16(土) 午前		〈秋コース〉 8(水) 午後 16(土) 午前		〈冬コース〉 2(金) 午後 9(土) 午前					
前期離乳食教室	4・5か月児 持ち物：母子健康手帳、バスタオル		13:30~14:30	11(火) R4.11月 12月生		27(火) R5.1月 2月生		17(木) R5.3月 4月生		25(水) R5.5月 6月生		11(月) R5.7月 8月生		27(火) R5.9月 10月生		
後期離乳食教室	9・10か月児 持ち物：母子健康手帳		9:00~11:00	12(水) R4.6月 7月生		28(水) R4.8月 9月生		18(金) R4.10月 11月生		26(木) R4.12月 R5.1月生		12(火) R5.2月 3月生		28(水) R5.4月 5月生		
妊産婦・新生児・乳幼児訪問	保健師・助産師による訪問	自宅	訪問日時は予約制	年間を通じて実施												

子どもの健康

注1：通知カードの場合は、運転免許証やパスポートなどの本人確認書類をお持ちいただくことになっています。代理人の人が手続き
注2・注3：出産・子育て応援給付金の申請のため、領収書・妊娠判定の結果など産科医療機関で発行された書類、本人名義の金

きをされる場合は、委任状の他に、代理人の本人確認書類と委任者本人の個人番号が確認できる書類が必要です。融機関口座確認書類が必要です。

乳児健康診査にかかる費用の一部助成



対象者：生後3~4か月の間、生後9~10か月の間
助成内容：3・4か月児健診、9・10か月児健診に対する助成
助成額：健診に要した費用の上限5千円
助成回数：各1回
請求方法：保健センターで請求手続きを行う
手続きに必要なもの：請求書、領収書、受診票、問診票(3・4か月児健診のみ)、振込先のわかるもの

産婦健康診査にかかる費用の一部助成

対象者：おおむね出産後1か月の産婦
助成内容：産後2週間・産後1か月健診に対する助成
助成額：健診に要した費用の1/2で、上限3千円
助成回数：2回
請求方法：保健センターで請求手続きを行う
手続きに必要なもの：請求書、領収書、受診票、振込先のわかるもの

一般不妊治療・不育治療費の一部助成

対象者	対象となる内容(治療)	助成期間	助成額	申請方法
<ul style="list-style-type: none"> 受診日、申請日において町内に住民登録があり、申請日において1年以上在住している夫婦(事実婚を含む) 不妊症または不育症と診断されて治療を受けている人 医療保険に加入している人 町税を完納している人 	<ul style="list-style-type: none"> 体外受精・顕微授精以外の一般不妊治療または不育治療 治療費・検査費用・薬剤費(ただし、文書料・個室料・食事代等は除く) ※保険適用外のみ 	斑鳩町で最初に助成を受けた年度より5年間	一般不妊治療 自己負担額のうち上限7万円まで 不育治療 自己負担額のうち上限10万円まで	治療を受けた年度の翌年度末までに保健センターへ交付の申請手続きを行う(申請は1年度につき1回)